

< 共通論題 >

グローバル金融とガバナンス

座長：一橋大学 小川英治

近年金融のグローバル化の進展は著しいものがあり、それが世界経済の発展やクロスボーダーの企業活動の活発化に多大な貢献をしていることは言うまでもない。しかしながら、2008年9月のリーマン・ショックに伴うアメリカ発の金融危機は、グローバル金融環境下で全世界に波及し、グローバルなマーケットに依存している企業に深刻な打撃を与えるに至った。また2009年以降には、欧州のソブリン・リスクの問題が顕在化し、世界経済に暗い影を投げかけたことは記憶に新しい。さらに、内外で企業スキャンダルが後を絶たないのも、周知の事実である。このような諸問題の表面化に伴い、各国政府、金融機関そして企業部門が、グローバルな観点からいかなるルールのもとで運営されるべきか、そしていかなる規制や監督が施されるべきかという問題が、あらためて提起され検討されるべき段階に来ているように思われる。

共通論題では、以上のような問題意識のもとで、ソブリン・リスク、金融機関そして企業部門のガバナンスのあり方について、報告とディスカッションを実施する。

第1報告では、欧州のソブリン・リスクの発生とその危機管理の問題に焦点を当てている。従来はリスク・フリーとされていた国債を多く保有する銀行のポートフォリオの問題、IMF等の国際機関が危機予防にいかなる役割を果たせるかという論点、そして政府債務の削減についてのルール化の問題などが考察される。

第2報告では、国際的な金融規制に関する新たな視点の導入の必要性が指摘される。2007,8年の世界金融危機で明らかになった現象は、証券化やOTCデリバティブズなどに代表されるように、銀行以外の主体や従来型の銀行業務以外の金融商品や取引によって金融危機が発生、増幅された点であり、そのような新たな現象に適切に対応できるような金融規制体系の再構築が必要とされる段階にあることが強調される。

第3報告では、企業活動のグローバル化に対して、国際的に信頼されるディスクロージャー制度をいかに担保するかという問題意識のもと、主に会計および監査からの改革の必要性が指摘される。会計面ではIFRS（国際会計基準）の導入そして監査面では監査人の独立性や監査基準の設定等の問題が、コーポレート・ガバナンスの改革と一体的に進められることによって、望ましい制度改革が実現することが主張される。

報告に続いて、指定討論者による討論そしてパネルディスカッションが実施される。パネルディスカッションでは、主に次の2点が議論される予定である。第1の論点は、規制やルール作りは、かなりの程度グローバルなconvergenceを目指すべきなのか、あるいは各国ごとの経済システムには異質性が残存する以上、過度なconvergenceはかえって弊害

を生む可能性があるのかという点である。

第2は、金融規制に代表されるように、各国にはそれぞれ規制当局が存在するのが一般的である。その場合に、グローバルな規制とローカルな規制とは、どのように役割分担をすべきなのかという論点である。

共通論題における報告およびディスカッションを通じて、グローバル金融のもとでの望ましいガバナンスのあり方に関するヴィジョンの構築が期待される。